

平成 20 年度慢性期入院医療の包括評価に関する調査報告書より抜粋

Ⅲ. 一般病棟で提供される医療の実態調査の概要

1. 目的

本調査は、13:1 病棟及び 15:1 病棟について、医療の実態を調査し、中医協基本問題小委員会における診療報酬改定の検討資料とすることを目的としたものである。

2. 調査対象及び手法

13:1 病棟及び 15:1 病棟を有する施設に対し、「18 年度慢性期調査」と同様の調査票を用いて調査を行った。

当初、無作為抽出(1/2)により 13:1 病棟 362 施設、15:1 病棟 706 施設に調査協力依頼状を発送したところ、受諾のあった施設数が過少であったため、協力依頼を追加した。最終的には、ほぼ全数調査に匹敵する 13:1 病棟 724 施設、15:1 病棟 1,421 施設に調査協力依頼状を発送した。そして調査を受諾した 13:1 病棟 61 施設、15:1 病棟 96 施設に調査票を発送した。

このうち、回答が得られたのは 13:1 病棟 46 施設(回収率 75%)、15:1 病棟 62 施設(回収率 65%)であったが、データとして分析できなかった施設を除くと、最終的な分析対象は 13:1 病棟 33 施設、15:1 病棟 47 施設であった。これは、調査協力依頼を行った施設数の、それぞれ約 5%、3%に相当した。

(図表 36)

	13:1 病棟を有する施設	15:1 病棟を有する施設
A: 調査協力依頼状発送施設数	724 施設	1,421 施設
B: 調査協力受諾施設数 (調査票発送施設数)	61 施設	96 施設
C: 回答数 (C/B)	46 施設 (75%)	62 施設 (65%)
D: 有効回答数(分析対象数) (D/A)	33 施設 (4.6%)	47 施設 (3.3%)

3. 主な調査結果

13:1 病棟及び 15:1 病棟の両方において、入院期間が 91 日以上である患者(以下、「91 日以上入院患者」という。)が約 2 割認められたので(図表 37)、当分科会では、これらの患者に着目して検討を行うこととした。

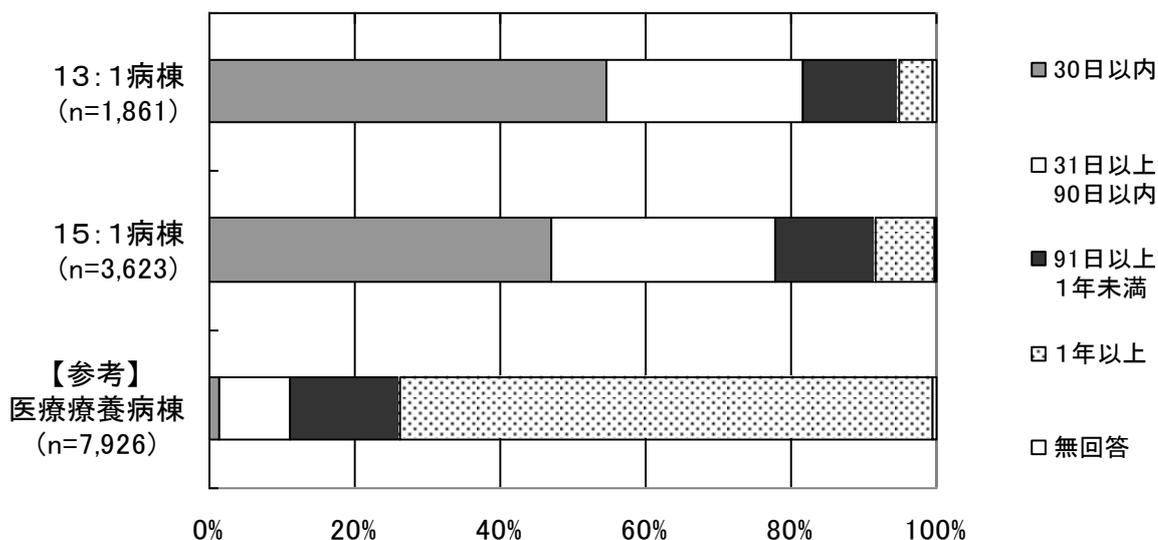
「91 日以上入院患者」は、医療療養病棟の患者と比較して、医療区分を適用した場合、医療区分 2 が多いという点では類似していたが、医療区分 3 の割合は 32.3%であり、医療療養病棟の 19.7%に比して高い値であった(図表 38)。それと同時に、24 時間持続点滴や中心静脈栄養等を実施している患者は医療療養病棟よりも相対的に多くみられた(図表 39)。

一方で、検体検査とエックス線単純撮影の実施率や多種類の投薬頻度においては、「91日以上入院患者」の方が比較的高い値を示した(図表 41)。

(1)在院期間の状況 (図表 37)

	13:1 病棟 (n=1,861)			15:1 病棟 (n=3,623)			【参考】 医療療養病棟 (n=7,926)	
	人数	割合	比較	人数	割合	比較	人数	割合
30日以内	1,017	54.6%	↑	1,704	47.0%	↑	102	1.3%
31日以上 90日以内	503	27.0%	↑	1,116	30.8%	↑	783	9.9%
91日以上 1年未満	246	13.2%		502	13.9%		1,195	15.1%
1年以上	86	4.6%	↓	287	7.9%	↓	5,812	73.3%
無回答	9	0.5%		14	0.4%		34	0.4%

【備考】↑(↓)は、13:1 及び 15:1 病棟での値が医療療養病棟での値と比較して5%以上多い(5%以上少ない)もの。
 なお、図表 38 以降では、13:1 病棟と 15:1 病棟における在院日数の無回答(23 件)を除いた 5,461 件を「在院は、13:1 病棟と 15:1 病棟における在院日数の無回答(23 件)を除いた 5,461 件を「在院日数 90 日以内」(n=4,340 件)と、「在院日数 91 日以上」(n=1,121 件)とに分けて集計。

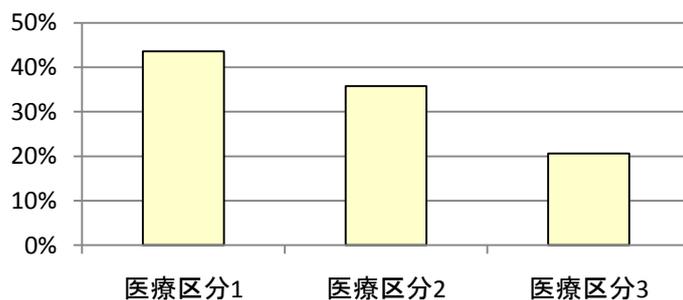


(2)医療区分の状況 (図表 38)

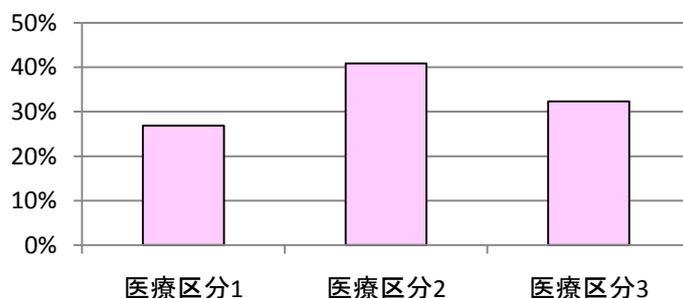
	13:1 及び 15:1 病棟、 かつ在院 90 日以内 (n=4,340)			13:1 及び 15:1 病棟、 かつ在院 91 日以上 (n=1,121)			【参考】 医療療養病棟 (n=7,926)	
医療区分 1	1,893	43.6%	↑	301	26.9%	↓	2,543	32.1%
医療区分 2	1,554	35.8%	↓	458	40.9%	↓	3,820	48.2%
医療区分 3	893	20.6%	↓	362	32.3%	↑	1,563	19.7%

【備考】↑(↓)は、13:1 及び 15:1 病棟での値が医療療養病棟での値と比較して 5%以上多い(5%以上少ない)もの。

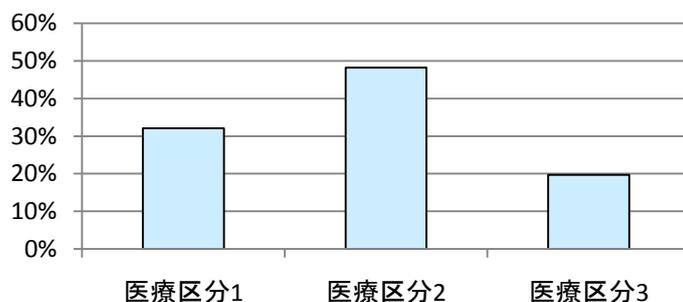
13:1及び15:1病棟、
かつ在院90日以内(n=4,340)



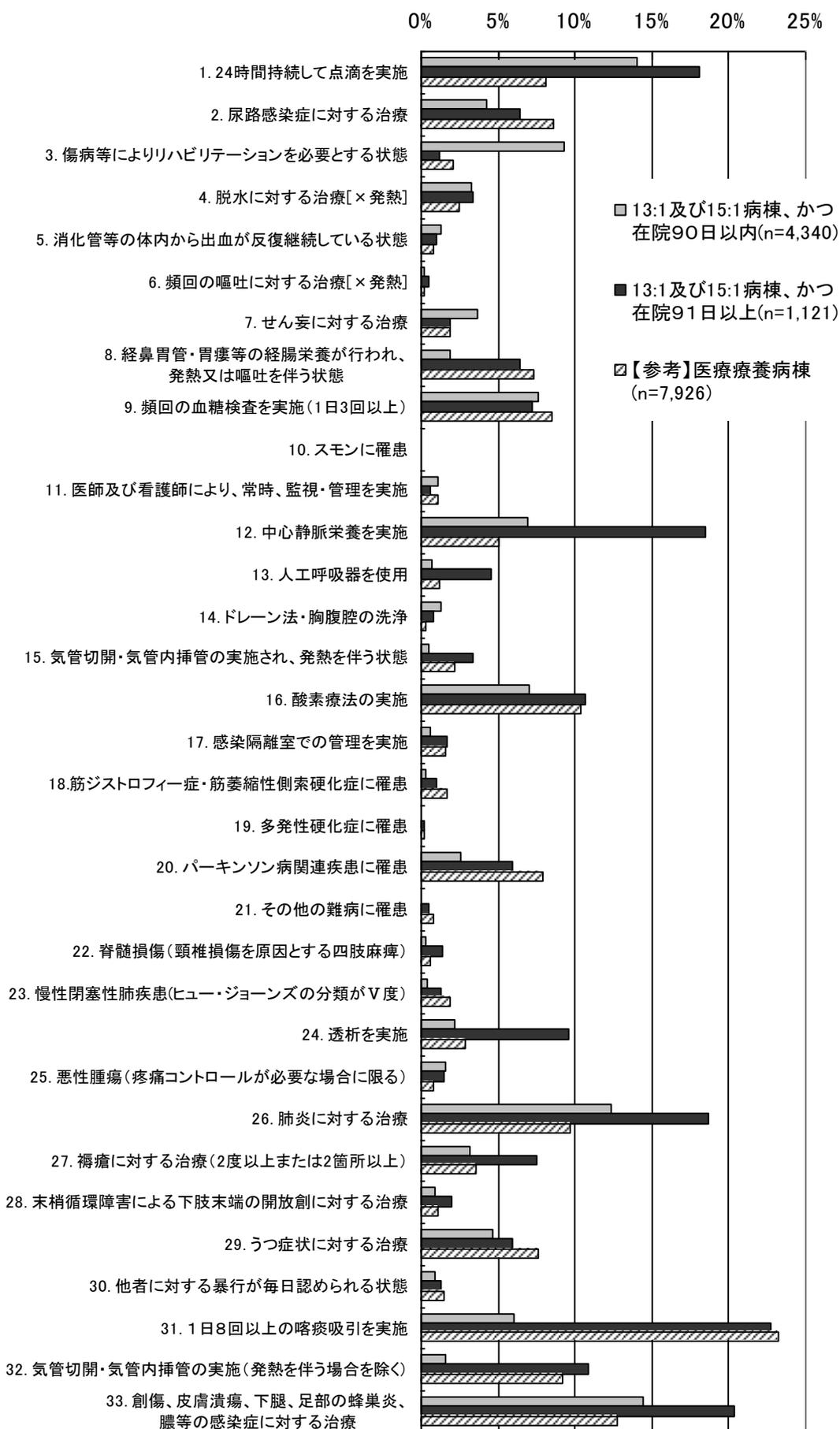
13:1及び15:1病棟、
かつ在院91日以上(n=1,121)



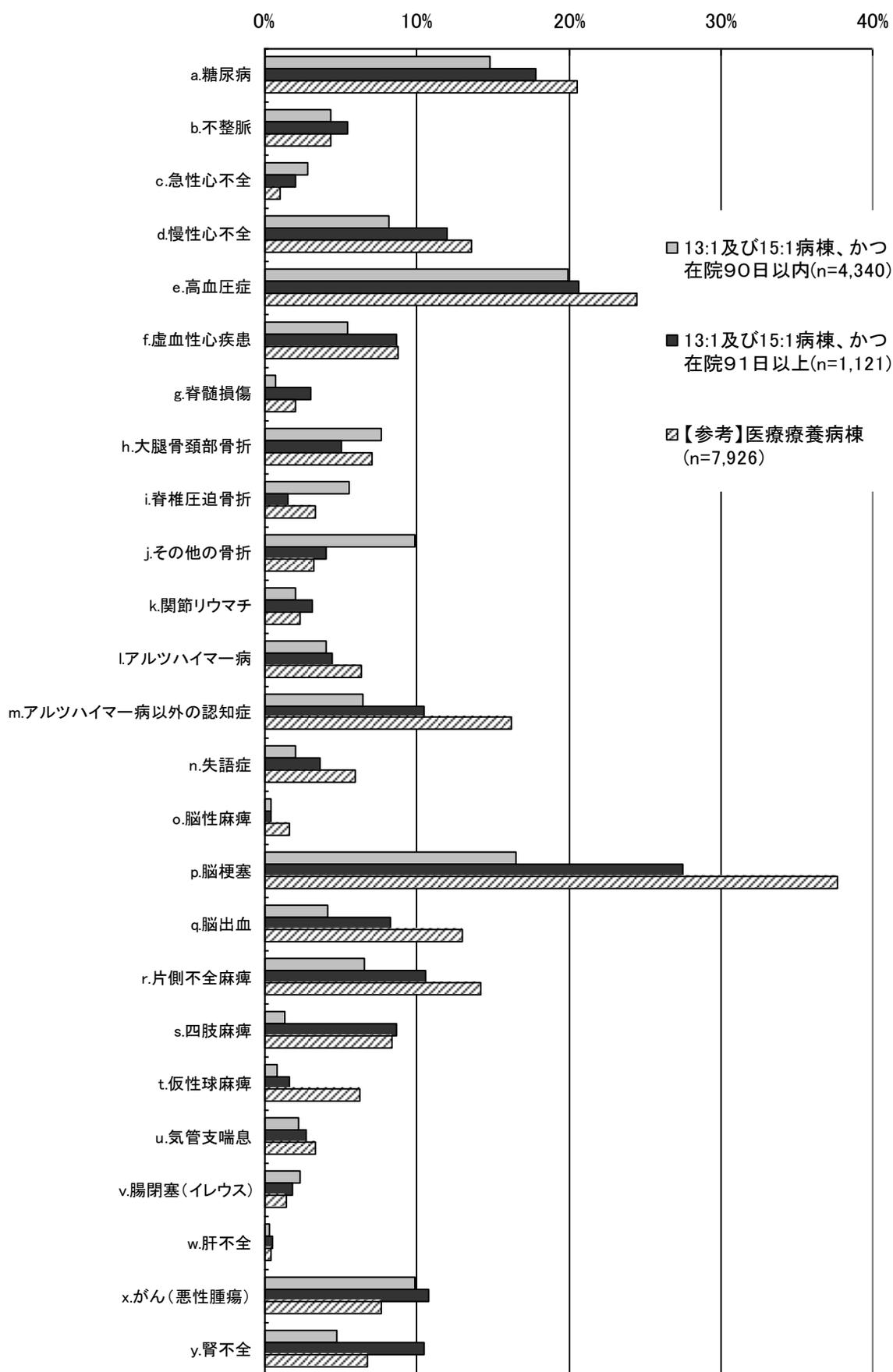
【参考】医療療養病床
(n=7,926)



(3) 医療区分採用項目の該当状況 (図表 39)



(4)その他の患者状態像(医療区分採用項目以外) (図表 40)

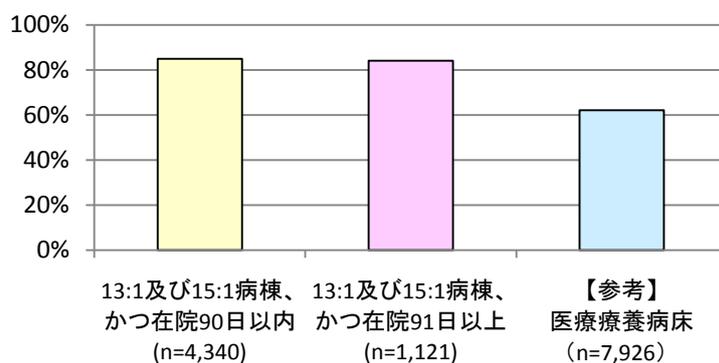


(5) 検査・投薬の実施状況 (図表 41)

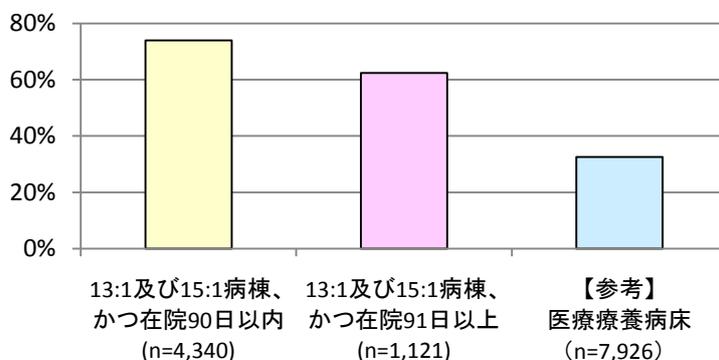
	13:1 及び 15:1 病棟、 かつ在院 90 日以内 (n=4,340)			13:1 及び 15:1 病棟、 かつ在院 91 日以上 (n=1,121)			【参考】 医療療養病棟 (n=7,926)	
検体検査(尿検査、血液検査等)	3,684	84.9%	↑	944	84.2%	↑	4,919	62.1%
エックス線単純撮影	3,212	74.0%	↑	700	62.4%	↑	2,582	32.6%
過去 7 日間に 9 種類以上与薬	840	19.4%		272	24.3%	↑	1,292	16.3%

【備考】↑(↓)は、13:1 及び 15:1 病棟での値が医療療養病棟での値と比較して 5%以上多い(5%以上少ない)もの。

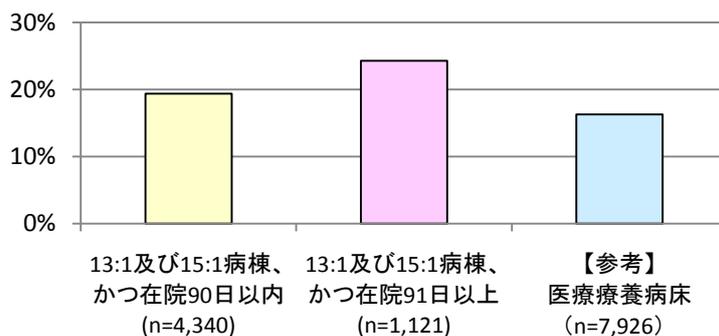
検体検査(尿検査、血液検査等)



エックス線単純撮影



過去 7 日間に 9 種類以上与薬



IV. 調査結果のまとめ

2. 「平成 20 年度一般病棟で提供される医療の実態調査」について

(1) 調査手法について

施設特性調査・患者特性調査について、「20 年度慢性期調査」とほぼ同様の調査票を用いた。実質的に全数調査に相当する規模で調査協力依頼を行ったものの、最終的に分析対象を行い得たのは 13:1 病棟を有する施設が約 5% (724 病院中、33 病院)、15:1 病棟を有する施設が約 3% (1,421 病院中、47 病院)であった (図表 36)。

調査協力依頼を積極的に行ったにも関わらず、対象施設の協力が十分に得られなかったことについては、13:1 病棟や 15:1 病棟においてこのような実態調査の経験が未だかつてなかったこと、調査協力自体が医療機関側に大きな負担をかけるものであったこと、年度末の実施であったこと等により協力が得られにくかったこと等によると考えられる。

(2) 調査結果の分析

① 在院日数による患者像の比較

13:1 病棟及び 15:1 病棟において、「91 日以上入院患者」は約 2 割おり (図表 37)、医療療養病棟の患者と比較して、医療区分を適用した場合、医療区分 2 が多いという点では類似していたが、医療区分 3 の割合は 32.3% であり、医療療養病棟の 19.7% に比して高い値であった (図表 38)。また、医療区分採用項目については、24 時間持続点滴や中心静脈栄養等を実施している者の割合が医療療養病棟よりも相対的に高かった (図表 39)。

② 在院日数による医療サービス提供状況の比較

「91 日以上入院患者」に係る検体検査や単純 X 線写真撮影の実施状況は、医療療養病棟に比して多かった (図表 41)。むしろ、在院 90 日以内の患者の実施状況に近い頻度で実施されていた。また、過去 7 日間に当該病棟において 9 種類以上の薬剤を使用した患者の頻度についても、同様の結果であった (図表 41)。

これは、前者が出来高払いの病床であり、後者が包括払いの病床であることを反映していると考えられる一方で、包括払いである医療療養病棟においても検査や薬剤を一定程度使用していることを示すデータであると言える。

但し、高齢者における多剤併用には問題点が多いとの指摘もある (日本老年医学会「高齢者の安全な薬物療法ガイドライン 2005」等)。

③ 在院日数と診療報酬請求の関係

一般病棟入院基本料を算定する病棟に 90 日を超えて入院している 75 歳以上の患者 (以下、「特定患者」という。) は、後期高齢者特定入院基本料を算定することとなっている。一方、「一定の基準」を満たす患者 (以下、「特定除外対象患者」という。) の場合はその対象とならず、引き続き一般病棟入院基本料を算定

することとなる。

本調査において、「91 日以上入院患者」1,121 名のうち、75 歳以上の患者は 741 名(66%)であり、さらにそのうちの特定患者は 16 名(2%)、特定除外対象患者は 716 名(98%)であった。

上記の①～③を総合すると、13:1 病棟及び 15:1 病棟において 91 日以上入院している患者のうち、継続して一般病棟入院基本料を算定している患者は 99%(1,105 名/1,121 名)であり、これらの患者は、医療区分2が多いという点では医療療養病棟の患者と類似している一方で、医療区分3の割合が相対的に高く、また、在院 90 日以内の患者と同程度の検査や投薬が行われていると考えられる。

【参考】特定除外対象患者となる場合の「一定の基準」(平成20年3月5日厚生労働省告示第62号より)

別表第四 厚生労働大臣が定める状態等にある患者

- 一 難病患者等入院診療加算を算定する患者
- 二 重症者等療養環境特別加算を算定する患者
- 三 重度の肢体不自由者(脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。)、脊髄損傷等の重度障害者(脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。)、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等
- 四 悪性新生物に対する治療(重篤な副作用のおそれがあるもの等に限る。)を実施している状態にある患者
- 五 観血的動脈圧測定を実施している状態にある患者
- 六 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を実施している状態にある患者(患者の入院の日から起算して百八十日までの間に限る。)
- 七 ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態にある患者
- 八 頻回に喀痰吸引及び干渉低周波去痰器による喀痰排出を実施している状態にある患者
- 九 人工呼吸器を使用している状態にある患者
- 十 人工腎臓、持続緩徐式血液濾過又は血漿交換療法を実施している状態にある患者
- 十一 全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態(当該手術を実施した日から起算して三十日までの間に限る。)にある患者
- 十二 前各号に掲げる状態に準ずる状態にある患者